

京都市告示第580号

京都市文化財建造物保存技術研修センターの指定管理者である公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会から、京都市文化財建造物保存技術研修センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市文化財建造物保存技術研修センターの臨時開所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年2月2日

京都市長 門川大作

1 臨時に開所する日

令和6年2月25日（日）

2 開所の理由

「森の郷なかなた産物組合研修会」を開催するため。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）